

うわじまシティブランディングに関するアンケート調査業務仕様書

1 業務名称

うわじまシティブランディングに関するアンケート調査業務

2 調査目的

令和4年3月に策定した「第2期うわじまブランド魅力化計画」の成果を検証し、令和7年度から11年度の本市のシティセールスの行動計画である「第3期うわじまブランド魅力化計画」の策定にあたり、まちのブランド化（＝シティブランディング）を図るための施策を検討する基礎資料にするとともに、具体的取組みの参考資料とする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年12月2日（月）まで

4 調査要領

本業務では、前回（令和3年度実施）の調査と経年比較を行うための基本調査と、「第3期うわじまブランド魅力化計画」の策定のために必要な関連調査を行う。

(1) 基本調査

①市内（郵送）

| 項目 | 説明 |
|--------|---|
| 調査対象者 | 宇和島市民 |
| 調査対象者数 | 2,000 |
| 抽出方法 | 住民基本台帳より20代から60代までの男女を無作為抽出 ただし、性別・年代による均等割り付けは行う |
| 調査予定期間 | 令和6年6月下旬～7月中旬、約2週間 ※最終的な調査時期は市と受託事業者が協議をして決定 |
| 調査票 | A4サイズ16ページ程度、設問数35問程度 (2ページのみ2色刷り、4ページのみカラー印刷あり) |
| 調査方法 | 郵送による調査依頼及び調査票回収 QRコード読み込みによるインターネットでの回答も併用 ※アンケートフォームは市または受託事業者が用意 |
| その他 | アンケートの回収率は40%を想定 参考) 令和3年度アンケート調査回収率：35.3% |

②市外（インターネット調査会社）

| 項目 | 説明 |
|---------|--|
| 調査対象者 | 市外在住者 |
| サンプルサイズ | 最低700とし、サンプルの25%は宇和島出身者とする。 |
| 調査方法 | インターネット調査 ※インターネット調査会社に登録しているモニター等によるアンケート調査を想定しているが、最終的な調査方法は市と受託事業者が協議をして決定 |
| 条件付け | 20代から60代までの男女（大都市圏を中心とする） ※最終的な条件付けは市と受託事業者が協議をして決定 |
| 調査予定期間 | 令和6年6月下旬～7月中旬、約2週間 ※最終的な調査時期は市と受託事業者が協議をして決定 |
| 設問数 | 30問程度 |

(2) 関連調査

関連調査はすべてインターネット上のアンケートフォームで調査対象者に回答してもらう形式を採用する。

また、アンケートフォームの作成と調査は市が行い、受託事業者は市から提供された調査結果のデータをもとに単純集計・クロス集計などの分析を行う。

①市内（インターネット調査）

| 項目 | 説明 |
|--------|---|
| 調査対象者 | 宇和島市民 |
| 調査方法 | 市公式 SNS を通じたアンケート調査 ※アンケートフォームは市が用意し、調査も市が行う |
| 調査予定期間 | 令和6年6月下旬～7月中旬、約2週間 ※最終的な調査時期は市と受託事業者が協議をして決定 |
| 調査票 | 市内（郵送）による調査項目と同一 |

②市内（NPO 団体等）

| 項目 | 説明 |
|--------|--|
| 調査対象者 | 市登録 NPO 団体（70 団体程度）関係者 うわじま市民ライター 等 |
| 調査方法 | 対面もしくは郵送・メール配信によるアンケート調査 ※アンケートフォームは市が用意し、調査も市が行う |
| 調査予定期間 | 令和6年6月下旬～7月中旬、約2週間 ※①市内（インターネット調査）よりも先行実施する可能性もあるが、最終的な調査時期は市と受託事業者が協議をして決定 |
| 調査票 | 市内（郵送）による調査項目と同一 |

③市外（インターネット調査）

| 項目 | 説明 |
|--------|--|
| 調査対象者 | 宇和島市民 |
| 調査方法 | 市公式 SNS を通じたアンケート調査 ※アンケートフォームは市が用意し、調査も市が行う |
| 調査予定期間 | 令和6年6月下旬～7月中旬、約2週間 ※①市内（インターネット調査）と同時期に実施 最終的な調査時期は市と受託事業者が協議をして決定 |
| 調査票 | 市外（インターネット調査）による調査項目と同一 |

④市外（宇和島クラブ会員・ふるさと納税寄附者）

| 項目 | 説明 |
|--------|---|
| 調査対象者 | 宇和島クラブ会員及びふるさと納税メルマガ配信者 |
| 調査方法 | メールマガジンの配信によるアンケート調査 ※アンケートフォームは市が別々に用意し、調査も市が行う |
| 調査予定期間 | 令和6年6月下旬～7月中旬、約2週間 ※最終的な調査時期は市と受託事業者が協議をして決定 |
| 調査票 | 市外（インターネット調査会社）による調査項目と同一 |

5 業務内容

(1) 印刷<印刷、宛名ラベル貼付け、封入・封緘>

- ・調査票、調査発送用封筒、及び調査票返送用封筒（各 2,000 部）については、受託者が準備・印刷すること。
- ・調査発送用封筒は定形外封筒クラフト角型 2 号とし、調査票返送用封筒は定形封筒クラフト長形 3 号とする。
- ・調査票及びインターネット調査における設問原案は市が作成してデータを提供するが、最終的な設問内容は受託事業者と協議をして決定する。
- ・宛名ラベルの作成・印刷は市が行い、宛名ラベルの貼付けは受託者が行うこと。
- ・発送用封筒、調査票返送用封筒及び宛名ラベルの送付費用は受託者負担とする。

(2) 調査票の郵送・回収<調査票の発送・回収>

- ・調査票発送と返送に係る郵送費用については、受託者負担とする。
- ・返送先は受託者とする。

(3) 集計・分析<調査票の点検、入力、集計>

- ・調査票に記入間違いがないかどうか点検した上で、データを作成し、集計すること。
- ・自由意見については、属性別（性別、年代、地区等）に内容等の整理をした上でデータ化すること。
- ・属性別の特性を把握できるように集計、分析すること。
- ・クロス集計など、分析の際、必要に応じて追加集計を行うこと。
- ・基本調査と関連調査との集計結果の比較分析を行うこと。

(4) 報告書作成

- ・市及び受託者と十分協議の上、データの加工・図表作成などを行うこと。
- ・属性別の特性を把握できるように報告書を作成すること。
- ・報告書については、令和 3 年度実施のアンケート実績との比較結果を盛り込み、計画策定の指針となるような分析を盛り込むこと。

[参考]

令和 3 年度に実施したアンケート実績については、以下の市公式ホームページ内にある「うわじまシティブランディングに関するアンケート」調査報告書の PDF データを参照すること。

○第 2 期うわじまブランド魅力化計画のページ

<https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/uwajima-city-branding/uwajimabrand-miryoku2.html>

また、令和元年度に実施したアンケート実績については、以下の市公式ホームページ内に公開している「うわじまブランド魅力化計画」のページ内「うわじまブランド魅力化計画」の PDF データ内の資料編を参照すること。

なお、受託者には資料編の詳細資料を提供する。

○うわじまブランド魅力化計画のページ

<https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/uwajima-city-branding/uwajimabrand-miryoku.html>

(5) その他

- ・市との協議や打合せに必要な資料等については、受託者が作成すること。

6 スケジュール（予定）

| 時期 | 内容 |
|-------------|--|
| 契約締結日～6月中旬 | 市との打合せ 調査票等の印刷、発送準備 アンケートフォームの作成 ただし、関連調査のフォームは市が作成 |
| 6月下旬～7月中旬 | 基本調査・関連調査の実施 ただし、関連調査の調査は市が実施 |
| 7月中旬～8月中旬 | 基本調査・関連調査の調査結果の集計、分析 ・単純集計、クロス集計等 ・基本調査・関連調査の集計結果の比較分析 |
| 8月下旬 | 調査報告書（中間報告）の提出 |
| 9月上旬～中旬 | 中間報告会に向けた協議（対面またはオンライン） 中間報告会（2回実施） ※対面の予定 |
| 9月下旬～10月下旬 | 調査報告内容協議、検討 |
| 11月上旬～11月下旬 | 調査報告書（最終報告）の提出、完了報告 |

7 成果物

| 名称 | 数量 | 形式 |
|-------------------|----|------------|
| 調査報告書（中間報告） | 1部 | 紙媒体、ファイル綴じ |
| 調査報告書（最終報告） | 1部 | 紙媒体、ファイル綴じ |
| 本業務において収集・作成したデータ | 1式 | CD-ROM等 |

※その他、当該業務に付随する資料を求めることがある。

8 業務の実施要件

- (1) 受託者は、常に市と連絡を取り、業務の進捗状況を適宜報告し、調査内容について齟齬がないよう市と事前に十分協議を行うこと。
- (2) 業務の実施にあたっては、本仕様書で示した内容にとどまらず、市の検討状況に応じて積極的に支援すること。
- (3) 業務の実施に関して、本仕様書で示されていない事項であっても、アンケート調査に当たり、当然に必要な事項については、市の要請に応じて誠実に対応すること。
- (4) 成果品については、分かりやすい表現を用い、必要に応じて図や表を使用するなど、容易に理解できるものとする。
- (5) 調査実施及び成果品の作成にあたっては、客観的かつ現実的な視点で取り組むこと。
- (6) 中間報告会には必ず出席し、説明を行うこと。

9 法令等の遵守

- ・本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。

10 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

- ・本業務の履行に係る成果物の所有権は全て市に帰属する。
- ・成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作物（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に市に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

- ・本業務の履行に際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- ・上記に関わらず、市がその方法を指定した場合は、その限りでない。

11 留意事項

(1) 業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 本業務の実施にあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、努めなければならない。

(3) 受託者は、本業務を通じて知り得た秘密の第三者への漏えい、資料及びデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、市の指示に従わなければならない。

(4) 期間中は、業務全般を把握している担当者を置き、市との連絡調整を行うこと。

(5) 本業務の成果物は、市の検査合格をもって納品されたものとする。また、業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

12 その他

本仕様書に定めのない事項、本仕様書の内容等について生じた疑義については、その都度、市と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、市は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。